



1. 共通届出書類

- (1) 別紙 50 小樽市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- (2) 別紙 1-4 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

2. 加算別添付書類

- ・算定する加算等に応じて、上記に加えて以下の書類等を添付してください。
- ・なお、下記にない加算については、「1 共通届出書類」のみ提出してください。
- ・この表に記載されている書類のほかにも、必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。

加算等の種類	添付書類
職員の欠員による減算の状況	減算開始月の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※解消した場合は、解消月の従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表と資格証の写し
栄養アセスメント・栄養改善体制	管理栄養士の資格者証の写し
口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護師、准看護師のいずれかの資格証の写し
一体的サービス提供加算	①管理栄養士の資格者証の写し ②言語聴覚士、歯科衛生士、看護師、准看護師のいずれかの資格証の写し
サービス提供体制強化加算	①サービス提供体制強化加算に関する届出書（通所型サービス） （別紙 1 4-7） ②算定開始月の属する年度の前年度分（3月を除く）又は届出日の属する月の前3月分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 【継続事業所】 算定開始月の属する年度の前年度分（3月を除く）のシフトの提出 例：令和6年4月算定開始の場合 令和5年4月～令和6年2月のシフトの提出 【前年度の実績が6月に満たない事業所（新規または再開事業所を含む）】 届出日の属する月の前3月のシフトの提出 例：前年度の実績が6月に満たない事業所で、令和6年4月届出の場合 令和6年1月～3月のシフトの提出
	③職員一覧表（氏名、職種、資格、勤務形態、勤続年数）

	④介護福祉士資格者証の写し(該当する場合のみ)
介護職員等処遇改善加算	詳細については、介護職員等処遇改善加算のページを御確認ください
割引	介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について (別紙51)